

2299



(生47)

平成19年12月26日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

飯沼 雅朗



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件について、別紙写しの通り、厚生労働省医政局長より、各都道府県知事宛に通知がなされ、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

本件は、都道府県行政より、医療機関、関係団体等に対し周知されるものであります、貴会におかれましてもご了知いただき、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、平成16年10月7日付厚生労働省医政局医事課長通知医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについてを参考までに併せてお送りいたします。

なお、医師臨床研修費補助事業の交付申請の手続き等につきましては、下記ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

厚生労働省医師臨床研修制度のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/index.html>

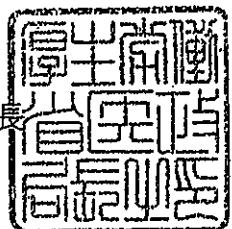
臨床研修プログラム検索サイト

<http://www.reisjp.org/>

医政発第1211007号
平成19年12月11日

社団法人日本医師会会长 殿

厚生労働省医政局長



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

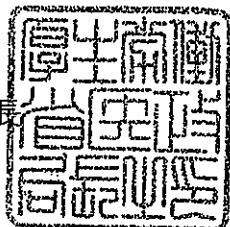
標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

写

医政発第1211007号
平成19年12月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

標記については、「医師臨床研修費補助事業の実施について」(平成16年10月7日付け医政発第1007014号医政局長通知)の別添により通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成19年度から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされているものを対象とする。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

なお、新制度の円滑な導入・定着を図るため、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保して、宿日直研修を実施し、かつ、次の条件を満たす場合は、導入円滑化特別加算として宿日直研修事業に係る補助基準額の加算をする。

4 宿日直研修事業

(1) 条件

- ① 宿日直研修は、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施することとし、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されていること。
- ② 1年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）と組んで、2年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）のオンコール体制の下に行われる宿日直研修であること。

(2) 加算対象

臨床研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院であって、別に定める加算条件を満たしている病院。

なお、新たに臨床研修病院に指定され、前年度からの処遇改善の実績がない場合でも、別に定める加算条件を満たしている場合は加算対象とする。

5. 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・管理型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

(1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

(2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

(3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

改正後	改正前
<p>別添 医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p>1 目的 この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。</p> <p>2 補助対象 <u>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされているものを対象とする。</u> なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。 また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。 なお、詳細は別に定める。</p>	<p>別添 医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p>1 目的 この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。</p> <p>2 補助対象 <u>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。</u> なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。 また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。 なお、詳細は別に定める。</p>

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

なお、新制度の円滑な導入・定着を図るため、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保して、宿日直研修を実施し、かつ、次の条件を満たす場合は、導入円滑化特別加算として宿日直研修事業に係る補助基準額の加算をする。

4 宿日直研修事業

(1) 条件

① 宿日直研修は、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施することとし、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されていること。

② 削除

② 1年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）と組んで、2年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）のオシコール体制の下に行われる宿日直研修であること。

(2) 加算対象

臨床研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院であって、別に定める加算条件を満たしている病院。

なお、新たに臨床研修病院に指定され、前年度からの処遇改善の実績がない場合でも、別に定める加算条件を満たしている場合は加算対象とする。

5. 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

なお、新制度の円滑な導入・定着を図るため、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保して、宿日直研修を実施し、かつ、次の条件を満たす場合は、導入円滑化特別加算として宿日直研修事業に係る補助基準額の加算をする。

4 宿日直研修事業

(1) 条件

① 宿日直研修は、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施することとし、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されていること。

② 病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされていること。

③ 1年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）と組んで、2年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）のオシコール体制の下に行われる宿日直研修であること。

(2) 加算対象

臨床研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院であって、別に定める加算条件を満たしている病院。

なお、新たに臨床研修病院に指定され、前年度からの処遇改善の実績がない場合でも、別に定める加算条件を満たしている場合は加算対象とする。

5. 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・

管理型臨床研修病院)が手続きを行うこととする。

- (1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設)の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

- (2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等(人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。

- (3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

管理型臨床研修病院)が手続きを行うこととする。

- (1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設)の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

- (2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等(人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。

- (3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。



写

医政医発第1007001号
平成16年10月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長印



医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて

標記については、平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」により発出されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

記

1 へき地診療所研修支援における補助対象の取扱いについて

補助対象となるへき地診療所研修は、当該研修が必修科目の「地域保健・医療」として実施される研修であり、かつ、当該診療所が単独型・管理型臨床研修病院と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は補助対象とする。

2 宿日直研修事業における加算条件等の取扱いについて

(1) 加算条件について

宿日直研修事業は、平成15年度における臨床研修医（1年次生）に対する平均年間給与支払額（現物支給を含む。以下「待遇」という。）が360万円未満であって、平成16年度の待遇を平成15年度の待遇より改善する病院又は病院群で、かつ、単独型又は管理型病院が以下の条件を満たしている場合に補助基準額に加算するものとする。

なお、大学病院において、大学の教員が病院の臨床医を兼務する時の人件費の取扱い等、職員の勤務実態等に応じて決算書等における経費の計上を補正しても差し支えないものとする。

① 国公立病院（大学病院を含む）

当該年度決算書（見込み）の損益計算書における人件費率が51.9%以上の病院であること。ただし、人件費率が51.9%未満の病院であっても、同損益計算書における医業収支率が△9.4%以下の病院であれば加算の対象とする。

② 国公立以外の病院（大学病院を含む）

当該年度決算書（見込み）の損益計算書における人件費率が44.8%以上の病院であること。ただし、人件費率が44.8%未満の病院であっても、同損益計算書における医業収支率が3.7%以下の病院であれば加算の対象とする。

③ ①又は②の条件を満たしていないなくても、次に該当する病院は加算の対象とする。

人事院規則9-34に定める初任調整手当1種、2種及び3種の支給地域に所在する病院であり、かつ、所在地の二次医療圏における人口10万人対医師数が197.3人以下の地域（別紙参照）に所在する病院

病院群による指定を受けている場合については、管理型臨床研修病院の条件に対する適否により、協力型臨床研修病院等を含めた病院群全体を同じ扱いとする。

(2) 2年次生の取扱いについて

必修化前の臨床研修制度に基づく臨床研修医（2年次生）においても、平成15年度における臨床研修医（2年次生）に対する待遇が360万円未満であつて、平成16年度の待遇を平成15年度の待遇より改善する病院で、かつ、加算条件を満たしている場合に補助基準額に加算するものとする。

なお、申請に当たっては、臨床研修医（2年次生）が在職する病院毎に申請を行うものとする。

(3) 平均年間給与支払額の算出方法について

① 1年次生

16年度の平均年間給与支払額は、単独型又は管理型臨床研修病院を中心とした5(1)①に定める病院単位全体での臨床研修医に対する年間給与支払予定総額を5(1)②の臨床研修医数で除して得た額とし、15年度の平均年間給与支払額は、当該病院が必修化前の臨床研修病院の指定を単独で受けている場合はその病院、病院群による指定を受けている場合はその病院群全体での15年度の1年次生に対する年間給与支払総額を臨床研修医数で除して得た額とする。

なお、宿舎の貸与等の現物支給がある場合には、当該現物支給に係る市場価格相当額を年間給与支払（予定）総額に含めても差し支えないこと。

② 2年次生

臨床研修医（2年次生）が在職する病院毎に、16年度の2年次生と15年度の2年次生を比較するものとし、現物支給の取扱いも同様とする。

3 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として単独型及び管理型臨床研修病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

4 補助金を交付しない場合の取扱いについて

(1) 補助金の全部又は一部を交付しない場合の具体的な事例

① 医事に関する犯罪又は不正行為

- ア 診療報酬の不正請求
- イ 補助事業の虚偽報告
- ウ 病院開設者の脱税行為 等

② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合

- ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請
- イ 臨床研修医が関係する重大な医療ミス
- ウ 労働関係法令の重大な違反 等

(2) 全額を交付しない場合

大学病院において、臨床研修病院の指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

(3) その他

(2) 以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断し、一部を交付しないものとする。

また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や期間については、事案毎に判断するものとする。

5 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

① 臨床研修医（1年次生）の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の管理型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、単独型及び管理型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

② 基準額の算定の基礎となる臨床研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する臨床研修医数の総和であること。

また、臨床研修医数は、臨床研修医延人数を当該年度の研修月数で除して、小数点第3位を四捨五入して得た数とする。ただし、人数別区分の適用に当たっては、小数点以下の端数を四捨五入して得た数とする。

なお、現に臨床研修病院又は大学附属病院において研修する臨床研修医であっても、平成16年4月1日以前に医師免許を取得した者については、1年次生の積算には含めないこととする。

③ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。

なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。

また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないとこと。

④ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

① 他の補助金と対象経費の重複申請はしないこと。当該補助金で対象経費として計上するのであれば、他の補助金の対象経費には計上しないこと。

なお、この場合、人件費の計上において、臨床研修医の指導と通常診療業務など指導医の業務量により、指導医の人件費を按分して計上しても差し支えない。

② 需用費のうち、

医学研究材料費とは、臨床研修の一環として行われる医学研究に必要な試薬、材料を購入する費用とすること。ただし、患者の治療材料費は含まれないものとすること。

光熱水費とは、次の算式により算定した額の範囲内を対象とすること。

当該年度光熱水費年間支出予定額（注1） × 臨床研修医数（注2）

入院病床数 + 当該年度1日平均
（医療法定床） 外来予定患者数 × 3/30 + 病院従事者数 + 臨床研修医数（注2）

（当該年4月1日現在）（入院患者数に換算する算式） （当該年4月1日現在
常勤職員+常勤的な非常勤職員）

= 光熱水費支出限度額

（注1）当該年度光熱水費年間支出予定額は、病院全体の予定額を計上するものとするが、他の補助金の交付の対象となる場合には、その額を控除すること。

（注2）臨床研修医数は、当該年度の臨床研修医延人数（予定）を12月で除した数を計上すること。
なお、延人数の算定は前記（1）の例によること。

（注3）小数点以下の端数については、切り捨てて計算すること。

別 系氏

都道府県	二 次 医 療 圈
北 海 道	南渡島、南檜山、北渡島檜山、後志、南空知、中空知、北空知、東胆振、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、北網、遠紋、十勝、釧路、根室
青 森 県	八戸地域、青森地域、西北五地域、上十三地域、下北地域
岩 手 県	岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸
宮 城 県	仙南、県北、石巻、気仙沼
秋 田 県	大館・鹿角・鷹巣・阿仁・能代・山本・本荘・由利・大曲・仙北・横手・平鹿、湯沢・雄勝
山 形 県	最上、置賜、庄内
福 島 県	県中、県南、会津、南会津、相双、いわき
茨 城 県	水戸、日立、鉾田、鹿行南部、土浦、取手・竜ヶ崎、下館・岩瀬、古川・総和
栃 木 県	県北、県西、両毛
群 馬 県	高崎・安中、桐生、伊勢崎、太田・館林、渋川、藤岡、富岡、吾妻、沼田
埼 玉 県	東部（岩槻、草加、越谷市を除く）、中央（川口、さいたま、戸田市を除く）、西部第一（川越、所沢、狭山、朝霞、志木、和光市を除く）、比企、秩父、児玉、大里、利根
千 葉 県	東葛南部（市川、船橋、習志野、八千代、浦安市を除く）、東葛北部（松戸、柏市を除く）、印旛山武（四街道市を除く）、香取海匝、夷隅長生市原、君津
東 京 都	西多摩（青梅、福生、あきる野市を除く）、北多摩西部（立川、昭島、国分寺、国立、武蔵村山市を除く）、北多摩北部（小平、東村山、西東京、清瀬市を除く）、島しょ
神奈川県	横須賀・三浦（横須賀、鎌倉市、三浦市、葉山町を除く）、湘南東部（藤沢、茅ヶ崎市を除く）、県央（厚木、海老名、大和市を除く）、県西（小田原市を除く）
新潟 県	村上、新発田、新津、巻・三条、長岡、小出、六日町、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡
富 山 県	新川、高岡、砺波
石 川 県	南加賀、能登中部、能登北部
福 井 県	奥越、丹南、嶺南
山 梨 県	東山梨、東八代、峡南、峡西、峡北、富士北麓、東部
長 野 県	佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曽、大北、長野、北信
岐 阜 県	西濃、中濃、東濃、飛騨
静 岡 県	伊豆、熱海伊東、駿東田方、富士、静庵（静岡市を除く）、志太榛原、中東遠、北遠

都道府県	二 次 医 療 圈
愛知県	海部津島、尾張中部、尾張西部、尾張北部、知多半島、西三河北部、西三河南部 (岡崎市を除く)、東三河北部、東三河南部
三重県	北勢、南勢志摩、東紀州
滋賀県	湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西
京都府	丹後、中部、南山城(宇治市を除く)、相楽
大阪府	北河内(枚方、寝屋川、守口、門真市を除く)、泉州(和泉、泉大津、高石、岸和田、貝塚、泉佐野市を除く)
兵庫県	阪神北(伊丹、宝塚市を除く)、東播磨、北播磨、中播磨(姫路市を除く)、西播磨、但馬、丹波、淡路
奈良県	西和(大和郡山、生駒市を除く)、南和
和歌山县	那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮
鳥取県	東部、中部
島根県	雲南、大田、隱岐
岡山县	高梁・阿新、真庭、津山・英田
広島県	広島西、広島中央、尾三
山口県	岩国、柳井、周南、防府、長門、萩
徳島県	東部Ⅱ、南部Ⅱ、西部Ⅰ、西部Ⅱ
香川県	大川、小豆、三豊
愛媛県	宇摩、今治、八幡浜・大洲、宇和島
高知県	安芸、高幡、幡多
福岡県	柏屋、宗像、筑紫、甘木・朝倉、八女・筑後、直方・鞍手、田川、京築
佐賀県	東部、北部、西部、南部
長崎県	県南、県北、五島、上五島、壱岐、対馬
熊本県	宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨、天草
大分県	東国東、臼津、佐伯、大野、竹田直入、日田玖珠、宇佐高田
宮崎県	都城北諸県、宮崎県北部、日南串間、西諸、西都児湯、日向入郷
鹿児島県	指宿、南薩、日置、川薩、出水、姶良、曾於、肝属、熊毛、奄美
沖縄県	北部、中部、宮古、八重山